

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産の評価基準及び評価方法

有形固定資産……………取得原価

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	18～50年
物品	4～17年

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

① 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

② 賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(4) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（津山圏域衛生処理組合資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(5) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品の計上基準

物品については、取得価額又は見積価額が50万円以上の場合に資産として計上しています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が50万円未満であるとき、又は法人税法基本通達により資産計上に該当しないと判定したときに修繕費として処理しています。

2 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

津山圏域衛生処理組合会計

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度の計数としています。

③ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 3,381,217,402円

④ PFIにより整備した施設に係る将来の支払額 3,381,217,402円

(2) 貸借対照表に係る事項

地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 1,839,961,000円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 174,924,226円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	552,160,467円	526,006,400円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	0円	0円
資金収支計算書	552,160,467円	526,006,400円

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	175,241,026円
減価償却費	△166,089,845円
賞与等引当金繰入額（増減額）	△784,490円
退職手当引当金繰入額（増減額）	△117,908円
純資産変動計算書の本年度差額	8,248,783円